

寄贈品に関する合意書

特定非営利活動法人ジャパンハーベスト（以下「甲」という）と〇〇（以下「乙」という）は、乙から甲に対し食品を寄贈するにあたり、以下のとおり合意する。

第1条（寄贈）

乙は、甲に対し、青果物等の食品（以下「寄贈品」という）を無償にて譲渡し、甲はこれを譲り受ける。

第2条（個別契約）

甲乙間の贈与契約（以下「個別契約」という）は、この合意書の条項によるほか、寄贈品の種類、量、納期その他贈与につき必要な条件については甲乙別途協議の上、決定する。

2. 個別契約は、乙が提供可能な寄贈品の種類、量および納期等を甲に提示し、甲がこれを受諾したときに成立する。
3. 個別契約において、この合意書と異なる事項を定めたときは、個別契約の定めが優先して適用される。

第3条（引渡場所）

引渡場所は原則として甲の施設「〇〇」とし、甲乙にて別途合意したときは、合意により定めた場所を引渡場所とする。納品にかかる費用は甲の負担とする。

第4条（引渡し・所有権）

寄贈品の引渡しは、乙が甲に対し、前項に基づく引渡場所にて甲が商品を受領した時点で完了するものとする。

2. 寄贈品の所有権は、引渡しが完了した時点で甲に移転する。

第5条（転売等の禁止）

甲は、乙との合意の元に行うフードバンク活動に準ずる利用を除き、寄贈品を転売せず、金銭その他の有価物と交換しないものとする。

第6条（使用範囲について）

甲は、寄贈品を甲の非営利目的事業である次項に従った提供のみに使用し、その他の目的のために使用しないものとする。

第7条（寄贈品の受取先）

甲は、高齢者、失業者、貧困生活者、ホームレス、母子家庭、DV被害者、難民、児童、被災者その他生活の困窮等により支援を必要とする人々（以下「受益者」という）の援助のため、社会福祉法人、特定非営利活動法人、行政その他受益者の支援を目的とする団体（以下「支援団体」という）を通じて、または直接受益者個人に対して寄贈品を提供する。

第8条（寄贈品の品質）

乙は、甲に対し、食品衛生法その他適用される法令に適合する寄贈品を寄贈する。

第9条（寄贈品の取扱い）

甲は、寄贈品の品質が保持されるよう適切に取扱うとともに、支援団体・受益者に対しても適切に取り扱うよう指導する。

第10条（責任の所在）

乙は、寄贈品について第8条に基づく事項のみ保証し、品違い、数量違い、規格違いその他一切の瑕疵について何らの責任を負わない。

第11条（個別契約の解除・変更）

乙は、寄贈品の引渡し前であればいつでも、第2条2項に基づき成立した個別契約の全部または一部を解除し、あるいは、その内容を変更することができる。

第12条（反社会的勢力）

甲は、現在および将来において、次の事項について表明し保証する。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係団体・関係者、またはその他の反社会的勢力に該当する者（以下「暴力団等」という）ではないこと。
- (2) 暴力団等が、その名目を問わず資金提供や出資を行い、その事業活動を支配するものではないこと。
- (3) 甲または乙の事業を支配する者または事業を監査する者が暴力団等ではないこと。
- (4) 暴力団等をその業務に従事させ、またはその業務の補助者として使用するものではないこと。

2. 甲が前項各号に違反する場合、あるいは甲（それらの役職員を含む）が次の各号に該当した場合には、甲は、その一切の債務につき、当然に期限の利益を失い、ただちに乙に対して弁済する。この場合において、乙は、この合意および個別契約の全部または一部を催告することなく解除することができる。

- (1) 自らまたは第三者を利用して、乙に対して、詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いた場合。
- (2) 乙に対して、自らが暴力団等である旨を伝え、または関係団体もしくは関係者が暴力団等である旨を伝えた場合。

第13条（期間）

この合意書の有効期間は、令和4年1月15日から令和4年3月31日までとする。なお、期間満了の1ヶ月前までに、当事者のいずれからも書面による契約終了の意思表示がない場合には、1年間延長するものとし、以降も同様とします。

第14条（協議解決）

この合意書に定めのない事項又はこの合意書から生じる疑義については、両者誠意をもって協議し、その解決を図るものとする。

この合意の証として、本書2通を作成し、二者記名押印の上各1通を保有するものとします。

年 月 日

（甲）

住 所

名 称

代表者名

印

（乙）

住 所

名 称

代表者名

印